

東村山駅周辺まちづくり協議会設置要綱

平成 21 年 3 月 5 日 設定

平成 21 年 4 月 1 日 改正

平成 26 年 4 月 1 日 改正

平成 30 年 4 月 1 日 改正

(設置)

第 1 条 東村山駅周辺のまちづくりを推進することを目的に、東村山駅周辺まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 東村山駅周辺まちづくり基本構想に関する事。
- (2) その他東村山駅周辺のまちづくりに関する事。

(組織)

第 3 条 協議会は、東村山駅周辺地区の自治会及び商店会等が推薦するもので組織する。

(座長)

第 4 条 協議会に座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、座長が招集し、座長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。
- 3 作業部会の所掌事項及び構成員は、座長が定める。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、まちづくり部まちづくり推進課及び地域創生部産業振興課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。